

一時的保育規定

1. 利用条件

須賀川市在住で、生後2ヶ月（8週目）以上から就学前までの方。

2. 利用申請について

一時的保育申請書に必要事項を記入して頂きます。 → *申請書提出の一週間後よりご予約承ります。
また、3日前までにはご予約ください。

3. 提出していただくもの

- ① 健康保険証(写)
 - ② 子ども医療費受給資格証(写)
 - ③ 母子健康手帳(写)
 - ④ 申請書(印鑑)
 - ⑤ 食物アレルギーがある場合の診断書や、その他園が必要とする書類証明書等
- } その場でコピーさせていただき
お返しいたします。

4. 利用日

月曜日から土曜日

(日曜日及び祝祭日、年末年始他、園の行事等で利用できない日があります。)

5. 利用時間

- ① 平常保育 7時～18時 ※利用時間によって料金が異なります。
- ② 延長保育 18時～19時 ※別途延長保育料金が掛かります

6. 保育料金について

利用時間 年齢	一時保育料金（昼食・おやつ代を含みます）				延長保育料金
	7時～8時	8時～16時		16時～18時	18時～19時
		4時間以上	4時間未満		
0歳児	100円	2,700円	1,500円	200円	200円
1歳児		2,200円	1,250円		
2歳児		1,700円	1,000円		
3歳児		1,200円	750円		
4～6歳児		1,000円	650円		

- ※ 年齢は、その年度の4月1日現在になります。（年度の途中で誕生日がきても保育料は変わりません）
- ※ 保育料は、玄関に置いております「一時保育利用表」をもとに計算します。登降園の際に必ず名前と時間を記入してください。記入がない場合は、7時～19時の利用として計算させていただきますのでご注意ください。
- ※ 朝夕（7時～8時、16時以降）のみの保育は、お受けできません。

7. 利用・予約について

- ① 一時保育のご利用は週2日までとなります。

注) H29年度より、定期利用の受け入れはございませんのでご了承願います。随時お申込みいただくようになります。

- ② 一時保育の予約につきましては、3日前までにご連絡くださるようお願いいたします。
(その日の保育定員によっては、お断りする場合がありますので予めご了承願います。)

- ③ 予約ができるのは、2か月後の予約までとさせていただきます。

例) 4月10日に予約ができるのは、6月10日までとなります。

- ④ 土曜日の利用につきましては、園行事や、担当できる職員の数等の理由により、受け入れられない日や、少人数の受付となる場合がございますので、予めご了承ください。

- ⑤ 予約受付時間は、10:00~15:00となります。

8. 保育料の納入について

- ① 保育料は、預金口座からの自動振替により納めていただきます。(詳しくは、別紙参照)

- ② 保育料は、月末までで請求いたします。自動振替により、翌月の15日に登録された口座から引き落としになります。(例 4月の保育料 → 5月15日に引き落とし)

※自動振替の手続きが間に合わなかった場合は、翌々月の15日にまとめて引き落としになります。

(例 4月の保育料+5月の保育料 → 6月15日に引き落とし)

9. 一時的保育を取り消し(キャンセル)する場合

*取り消し(キャンセル)時期により保育料を頂く場合があります。

- ① 当日(午前8:00までに連絡があった場合) 0%
② 無連絡及び午前8:00までに連絡が無かった場合 100%

但し、当日、病気のためやむなく取り消し(キャンセル)の時、病院の領収証又は投薬領収書、投薬証明書などの提示があった場合は、それによって判断します。

10. 一時的保育申請書記載内容の変更について

申し込み時の一時的保育申請書記載内容について、変更が生じた場合は速やかにお知らせください。

健康保険証等が新しくなった場合は、再度コピーさせていただきますので、事務所までお持ちください。

11. 一時的保育申請書の更新について

一時保育の登録は年度更新となっております。今年度の登録は3月末までとなっておりますので、4月以降も引き続きご利用いただく方は再登録をお願いします。更新の手続きをされませんと、それ以降のご利用ができませんのでご注意ください。